

年金記録訂正請求に係る答申について

関東信越地方年金記録訂正審議会

(茨城県、栃木県、群馬県、埼玉県、新潟県、長野県、山梨県担当部会)
平成 29 年 7 月 20 日答申分

○答申の概要

年金記録の訂正を不要としたもの 2件

厚生年金保険関係 2件

厚生局受付番号 : 関東信越(受) 第1700074号
厚生局事案番号 : 関東信越(厚) 第1700136号

第1 結論

請求期間①、②、③及び④について、請求者のA社(現在は、B社)における厚生年金保険被保険者資格の取得年月日及び喪失年月日の訂正を認めることはできない。

第2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏 名 : 男

基礎年金番号 :

生年月日 : 昭和36年生

住所 :

2 請求内容の要旨

請求期間 : ① 昭和56年4月1日から昭和57年2月1日まで
② 昭和57年4月1日から昭和58年2月1日まで
③ 昭和58年4月1日から昭和59年2月1日まで
④ 昭和59年4月1日から昭和60年2月1日まで

私は、大学在学中、A社に「学生パートタイマー」として勤務していた。1日当たり6時間、1か月当たり24日前後、毎年4月から翌年の1月までの10か月間を年度ごとに繰り返し勤務しており、厚生年金保険料が給与から控除されていたので、請求期間①、②、③及び④を厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 判断の理由

請求期間①、②、③及び④について、請求者は、A社に「学生パートタイマー」として勤務していたと主張するところ、B社の事業主は、請求者の勤務期間については不明だが、同社が保管している厚生年金保険の被保険者資格を記録している台帳を確認したところ、請求者は昭和55年6月21日から昭和56年1月21日までA社の厚生年金保険の被保険者であったことが確認できるものの、請求期間①、②、③及び④の期間は、同台帳に請求者の氏名が記載されていないことから、当該期間において、請求者はA社の厚生年金保険に加入しておらず、厚生年金保険料を給与から控除していない旨回答している。

また、企業年金連合会から提出された「中脱記録照会(回答)」によれば、請求者がC厚生年金基金に加入していたのは、昭和55年6月21日から昭和56年1月21日までであることが確認でき、当該基金は、当該期間以外に請求者の加入記録はないと陳述している。

さらに、昭和56年1月21日にA社の厚生年金保険の被保険者資格を喪失した複数の同僚は、学生パートタイマーとして昭和55年度は厚生年金保険に加入していたが、昭和56年度からは加入しないことになった旨回答している上、同僚の一人から提出された請求期間①、②、③及

び④当時の「臨時社員賃金明細書」によると、昭和 55 年 7 月 25 日付けの当該明細書では厚生年金保険料が給与から控除されているが、昭和 56 年度以降である昭和 56 年 12 月 25 日付け及び昭和 57 年 6 月 25 日付けの同明細書では、厚生年金保険料が給与から控除されていないことが確認できることから、請求期間①、②、③及び④当時、同社では「学生パートタイマー」を厚生年金保険に加入させる取扱いではなかったことがうかがえる。

加えて、請求者が一緒に勤務していたとする同僚 3 名のうち 2 名は、A 社において厚生年金保険の被保険者記録が確認できない上、他の 1 名は、昭和 55 年 4 月 1 日から昭和 56 年 1 月 21 日までの期間について、請求者と同様に厚生年金保険に加入しているものの、昭和 56 年 1 月 21 日以降は、同社において被保険者記録を確認することができない。

また、請求期間①、②、③及び④に係る A 社の健康保険厚生年金保険被保険者名簿に請求者の氏名は確認できず、健康保険の整理番号に欠番もない。

このほか、請求者の請求期間①、②、③及び④における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情はない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、請求者が厚生年金保険の被保険者として請求期間①、②、③及び④に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

厚生局受付番号 : 関東信越(受) 第1700097号
厚生局事案番号 : 関東信越(厚) 第1700135号

第1 結論

請求期間について、請求者のA社における厚生年金保険被保険者資格の取得年月日の訂正を認めることはできない。

第2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏 名 : 男

基礎年金番号 :

生年月日 : 昭和22年生

住 所 :

2 請求内容の要旨

請求期間 : 昭和40年6月から昭和44年2月18日まで

A社に勤務した期間のうち、請求期間が厚生年金保険の被保険者期間となっていないが、当該期間も同社に勤務して厚生年金保険料を控除されていたので、当該期間について厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 判断の理由

複数の同僚の回答により、期間の特定はできないものの、請求者が請求期間の一部において、A社に勤務していたことがうかがえる。

しかしながら、商業登記簿謄本によるとA社は解散している上、事業主は既に死亡しており、請求者の請求期間における勤務実態、給与からの厚生年金保険料控除及び厚生年金保険加入の取扱いについて確認することはできない。

また、請求期間においてA社に係る健康保険厚生年金保険事業所別被保険者名簿で被保険者記録が確認でき所在が判明した、請求者が姓を記憶している同僚を含む13人に照会を行ったところ、7人から回答があったが、請求者の請求期間における具体的な勤務実態や給与からの厚生年金保険料控除について回答は得られず、請求期間において、請求者が厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを確認することができない。

さらに、雇用保険の記録により、請求者が昭和44年2月18日に雇用保険の被保険者資格を取得し、昭和45年6月29日に離職していることが確認でき、A社に係る健康保険厚生年金保険事業所別被保険者名簿及びオンライン記録で確認できる請求者の厚生年金保険被保険者記録と一致している。

なお、健康保険厚生年金保険事業所別被保険者名簿及びオンライン記録によると、A社が厚生年金保険の適用事業所となったのは昭和42年8月1日であり、請求期間のうち、同日より前の期間においては、請求者は同社における厚生年金保険の被保険者となることはできない。

このほか、請求者の請求期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情はない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、請求者が厚生年金保険被保険者として請求期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。